

11月9日(土)～15日(金)

秋の全国火災予防運動 「ひとつずつ いいね!で確認 火の用心」

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期を迎えます。火災は一瞬にして、尊い生命と貴重な財産を奪います。地域の皆さんで火災予防の意識を一層高め、火災予防に努めましょう。

◇「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(3つの習慣・4つの対策)

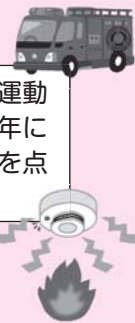
【3つの習慣】

- ① 寝たばこは、絶対にしない。
- ② ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ② 寝具や衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣り近所との協力体制をつくる。

春と秋の火災予防運動期間に合わせて、年に2回は火災警報器を点検しましょう。



11月9日は「119番の日」です

119番通報は「まよわず、あわてず、おちついて」確実な情報を伝えましょう。

《通報のポイント》

- ① 火災か救急かをはっきり伝えましょう。
- ② 場所や目標物を正確に伝えましょう。
- ③ 火災や救急の状況を分かりやすく伝えましょう。(何が燃えているか、病人の様子、ケガ人の有無など)
- ④ 通報している方(自分)の氏名と連絡先を伝えましょう。

※携帯電話での通報は消防から問い合わせを受ける場合がありますので、電源を切らずにその場にいてください。

火災とまぎらわしい煙又は、火災を発するおそれのある行為の届出について

「野焼き」は法律で禁止されていますが、焼却禁止の例外に該当するもので野外焼却を行う場合には、火災との見間違いや延焼による火災発生に迅速に対応するため、総務課と黒川消防署に「火災とまぎらわしい煙又は、火災を発するおそれのある行為の届出書」を提出してください。

◆届出先・届出の流れ

- ① 総務課に届出用紙がありますので、必要事項を記入し提出してください。(印鑑をお持ちください。)
- ② 黒川消防署大衡出張所に総務課受付済の届出書を持参してください。

焼却禁止の例外に該当するもの	具 体 例
農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物処理 ※廃ビニール、廃タイヤの焼却はできません	・ 農業者が行う田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却、もみ殻のくん炭焼き ・ 林業者の伐採枝の焼却
風俗慣習上又は、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	・ どんと祭などの地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却
震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策又は、復旧のために必要な廃棄物処理	・ 災害時(地震・台風など)、災害復旧時の木くずなどの焼却 ・ 防災訓練時の焼却

※庭木の剪定枝、枯れ枝等の焼却は禁止されていますので、直径5cm未満、長さ50cm未満に切り、直径30cm以内に束ねて燃えるゴミとして出してください。

※規定の大きさ以外や大量に処分する場合は、粗大ごみ扱いや処分場への自己搬入となります。

－ 焼却時の注意事項 －

- ・ 風のない(弱い)時に、少量ずつ焼却する。
- ・ 消火用具をすぐ使えるように用意し、燃え尽きるまでその場から離れない。
- ・ 煙や灰が近隣の迷惑にならないように配慮する。

◆問い合わせ先 総務課 ☎345-5111
黒川消防署大衡出張所 ☎345-0900

作業の前後は消防署に連絡を!

野焼きからの延焼による火災や煙を火災と見間違い、消防車が出動する事例が発生しています。作業の前後には必ず黒川消防本部に電話連絡してください。

☎345-4161



(大雨警報発表からの経過)

10月12日(土)

午後4時26分 大雨警報並びに土砂災害警報発令
午後6時00分 持定、海老沢地域に警戒レベル4避難勧告を発令

午後7時00分 災害対策本部設置

午後9時00分 持定、海老沢、糸線地域に避難指示発令

10月13日(日)

午前0時30分 大雨特別警報発令

午前5時45分 大雨特別警報から大雨警報へ

午前11時52分 大雨警報から大雨注意報へ



▲大衡城から南東方向の冠水状況



▲村道奥田大森線沿い法面の土砂崩れ



▲衡下地区海老沢橋から持定地区方向の冠水状況

10月13日(日)、午前0時30分、大衡村に「大雨特別警報」が発令されました。台風19号が東日本を縦断し、宮城県各所においても記録的な大雨となり、大衡村では13日に日付が変わった午前0時から1時間に48・5ミリの雨量を記録しました。
12日午前5時から13日午前5時までの24時間の総雨量は309ミリで、4年前に発生した関東・東北豪雨と同様に、村内各所において道路や水田が冠水し、交通網が麻痺するなど生活に大きな影響を及ぼしました。
また、家屋では床上浸水が4世帯、床下浸水が11世帯(10月18日現在)、その他、河川の堤防や山などの法面崩れなど、多数の被害が発生しました。
今後、村としては復旧に全力を挙げて取り組んでいきます。



▲村道野畑松本線の雁又橋付近で歩道が流出

